

学 則

1. 平野学舎に入塾を許可された生徒を平野学舎生と称します。
2. 平野学舎生は、入塾に際し、学籍原簿を提出してください。
住所・電話番号などの登録事項に変更が生じた場合は、直ちに当塾までご連絡ください。
3. 諸種の事情で、やむを得ず授業を欠席される場合は、保護者が欠席理由を事前にご連絡ください。
4. 無届けで3回以上連続して欠席された場合は、学習意欲がなく退塾したものと認め、処分致します。
5. 諸種の事情で1ヶ月以上休む生徒は、必ず保護者が来塾し、その理由を申し出てください。
6. 諸種の事情で退塾される場合は、保護者が来塾し、その理由を申し出てください。
7. 一旦納入した授業料、その他の費用は、事務手続上返却できませんので、その旨をご了承ください。
8. **授業料が2ヶ月以上滞納の生徒は、退塾処分と致します。**
9. 同一家族より2人以上通塾する時は、2人目より入塾金は全額免除致します。また、同一家族より2人以上通塾する時は、費用軽減のため2人共の学費を約1割免除致します。
10. 学校での試験の結果を必ず正確に報告してください。
11. 休日は原則として祝祭日・当塾の指定する日とします。
12. 第5週目の授業日にも原則として授業を行います。